

品川区議会議長交際費支出基準

1. 品川区議会における議長交際費の適正かつ公平な執行を図るため、交際費の支出基準を定める。
2. 交際費は別紙「支出範囲」に基づき支出することができるものとする。その支出は目的を明確にし、かつ必要最小限でなければならない。

別紙 交際費支出範囲

1. 接遇経費

次に掲げる儀礼的接遇を行うための経費

- (1) 区政に深い関係をもつ公共団体等の関係者に対する接遇
- (2) 他の地方公共団体の議会関係者に対する接遇
- (3) 外国の賓客に対する接遇
- (4) 議長表敬者および招待者に対する接遇

2. 折衝経費

次に掲げる事項について、国会、政府関係機関、地方公共団体または自治体連合組織に対し、伝達、陳情、その他折衝するために必要とする経費

- (1) 区議会の決議、意見書、その他区民の要望等に係る事項
- (2) 地方公共団体の議会相互間において協議決定した事項
- (3) 区政上における重要問題の解決に係る事項

3. 儀礼経費

次に掲げる社会的慣習に基づく儀礼を行うため支出する経費

- (1) 慶事、弔事、餞別、見舞等の儀礼
- (2) 叙位、叙勲、表彰等栄典に対する儀礼
- (3) 区政に協力する団体等が主催する行事に対する儀礼
- (4) その他、社会的慣習に基づく儀礼

4. 賛助経費

- (1) 区政に協力する団体等の主催する行事に対する賛助
- (2) 社会福祉的事業に対する賛助
- (3) 都、区政等に関する刊行物、出版物等に対する賛助

5. 援助経費

- (1) 災害救助法の適用を受ける災害に対する見舞等に要する経費
- (2) 社会福祉施設等の受けた災害に対する見舞等に要する経費
- (3) 大規模な災害に対する見舞等に要する経費

6. 表彰経費

- (1) 人命救助等の善行および社会的貢献者に対する賞品または表彰状の授与に要する経費